

<h1>静岡市報</h1>	No. 7
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市駿府城跡観光バス駐車場利用規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 7
- 静岡競輪場等使用規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 27
- 静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 34
- 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 36
- 静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 39

上下水道局管理規程

- 静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・ 57

告 示

- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定した告示の一部改正・・61
- 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第3項第2号各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定める告示・・・・・・・・・・ 62

規 則

静岡市規則第13号

静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年9月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則（平成17年静岡市規則第104号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種別		単位	使用料等の額	備考	
文 書 料	証 明 書	通院証明書等簡易なもの	1 通につき	1,650円	同一文書を同時に2通以上請求するときは、2通目以後の使用料等の額は、1通につきこの表による金額の2分の1の額とする。
		療養費支払証明書で明細書のないもの等簡易なもの	1 通につき	1,100円	
		療養費支払証明書で明細書のないもので複雑なもの	1 通につき	2,200円	
		療養費支払証明書で明細書のあるもの等複雑なもの	1 通につき	3,300円	
	診 断 書	診断書	1 通につき	2,200円	
		自動車賠償責任保険に係る診断書等複雑なもの	1 通につき	5,500円	
	意見書		1 通につき	5,500円	
歯 科 処 置	フッ化物塗布	1 回につき	1,100円		

料			
上記以外のもの		実費	

備考 この表に定める使用料等の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市規則第14号

静岡市駿府城跡観光バス駐車場利用規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年 9 月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駿府城跡観光バス駐車場利用規則の一部を改正する規則

静岡市駿府城跡観光バス駐車場利用規則（平成20年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表第二」を「別表第 2」に改める。

別表中「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

様式第 1 号中「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

様式第 2 号中「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市駿府城跡観光バス駐車場利用規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、利用期間がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る貸付料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る貸付料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新規則別表の規定に基づく貸付料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市規則第15号

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年 9 月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則（平成15年静岡市規則第207号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 備考中「保冷施設使用料」の次に「、冷蔵庫使用料」を加え、「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年 9 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長は、」の次に「法第1章第16節の規定による」を加え、「について国税犯則取締法（明治33年法律第67号）を準用する場合には、」を「の調査及び処分について、その職務を行う者を」に、「同法に規定する国税局又は税務署の収税官吏の職務を行うべき者を」を「法第22条の3第1項の当該徴税吏員として」に改め、同条第2項中「徴税吏員」を「当該徴税吏員」に改める。

第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項第4号中「精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）」を「精神障害者保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳」に、「有する者」の次に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第1項の規定により支給認定を受けた者に限る。）」を加える。

第11条第2項の表（1）の項中「第98条」を「第99条」に改め、同表（5）の項中「第701条の34第3項第19号」を「第701条の34第3項第18号」に改め、同表（11）の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第15条第15号を削り、同条中第16号を第15号とし、第17号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第4号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税種別割納税通知書」に改め、同条第5号中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税種別割減免申請書」に改め、同条第6号中「軽自動車税減免承認（不承認）通知書」を「軽自動車税種別割減免承認（不承認）通知書」に改め、同条第7号中「軽自動車税減免理由消滅申告書」を「軽自動車税種別割減免理由消滅申告書」に改める。

附則に次の1項を加える。

(当分の間、軽自動車税の環境性能割を減免する軽自動車)

11 条例附則第30条の3の規定に基づき市長が定める3輪以上の軽自動車は、静岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例による。

様式第20号及び様式第21号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第32号中

「

収 入 印 紙 消 印	担 保 提 供 書
--------------------------	-----------

を

」

「

担 保 提 供 書

に

」

改める。

様式第50号(その1)中

「

フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

を

」

「

フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

に、

」

フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (証明書の申請及び受領について同意します。)	を
--	---

フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	に、
------------------------------------	----

軽自動車税 [年度] (継続検査用を除く。) 車両番号 [静岡]	通	を
---	---	---

軽自動車税種別割 [年度] (継続検査用を除く。) 車両番号 [静岡]	通	に
--	---	---

改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 納税義務者本人以外の方が課税(所得)・納税証明書の交付を申請する場合は、同意書、委任状等により本人の同意が必要です。

様式第50号(その6)中

フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	を
----------------------------------	---

フリガナ

	氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	に、
--	----------------------------	----

「

	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (証明書の申請及び受領について同意します。)	を
--	--	---

「

	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	に
--	------------------------------------	---

改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注)納税義務者本人以外の方が固定資産課税台帳登録事項証明書の交付等を申請する場合は、同意書、委任状等により本人の同意が必要です。

様式第50号(その15)中

「

	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	を
--	----------------------------------	---

「

	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	に、
--	------------------------------------	----

「

	フリガナ	
--	------	--

	氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (交付の申請及び受領について同意します。)	を
--	---	---

」

	フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	に、
--	------------------------------------	----

」

「
【該当する欄に必要事項を記入してください。】 を
」

「
【次の表に必要事項を記入してください。】 に
」

改め、同様式（注）中「又は委任状」を「、委任状」に改める。

様式第50号（その16）中「該当する欄」を「次の表」に改める。

様式第50号（その17）中「軽自動車税（継続検査用）納税証明申請書」を「軽自動車税種別割（継続検査用）納税証明申請書」に改める。

様式第50号（その18）中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税種別割納税証明書」に改める。

様式第50号（その19）中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税種別割納税証明書」に、「軽自動車税に」を「軽自動車税の種別割に」に改める。

様式第114号の2の2を次のように改める。

様式第114号の2の2 削除

様式第114号の2の3（注）2中「附則第12条第26項」を「附則第12条第19項」に改める。

様式第114号の2の4中

「

地方税法施行令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者に係る表示

を
」

「

地方税法施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者に係る表示

 に、
 」

「

地方税法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	円
---	---

 を
 」

「

地方税法施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	円
---	---

 に
 」

改め、同様式（注）2中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改める。

様式第114号の2の5中

「

地方税法施行令附則第12条第38項に規定する補助金等の額	円
------------------------------	---

 を
 」

「

地方税法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等の額	円
------------------------------	---

 に
 」

改め、同様式（注）2中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

様式第114号の2の6（注）2中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

様式第114号の2の7中

地方税法施行令附則第12条第38項に規定する補助金等の額	円	を
------------------------------	---	---

地方税法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等の額	円	に
------------------------------	---	---

改め、同様式（注）2中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改める。

様式第114号の2の8（注）2中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第19項」に改める。

様式第114号の7中「第15条第4項」を「第15条の3第3項」に改める。

様式第114号の9中「第15条第4項」を「第15条の2の2第1項（第2項）」に改める。

様式第128号（その1）（表）中「軽自動車税納付書兼領収済通知書」を「軽自動車税種別割納付書兼領収済通知書」に、「軽自動車税納付書控」を「軽自動車税種別割納付書控」に、「軽自動車税納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に改める。

様式第128号（その2）中「軽自動車税納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に改める。

様式第129号（その1）中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税種別割減免申請書」に、「軽自動車税の」を「軽自動車税の種別割の」に改め、同様式（注）1中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

様式第129号（その2）中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税種別割減免申請書」に、

静岡市税条例第95条第2項の規定により、次のとおり軽自動車税の減免を申請します。	を
--	---

静岡市税条例第95条第2項の規定により、次のとおり軽自動車税の種別割の減免を申請します。	に、
--	----

自動車税の身体障害者等減免を受けている ※自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免を受けられません。	受けている・受けていない	を
--	--------------	---

自動車税の種別割の身体障害者等減免を受けている	受けている・受けていない	に、
-------------------------	--------------	----

氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)	を
種類	(身障・戦傷・療育・精神) 手帳	交付日	年 月 日	

氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	に
種類	(身障・戦傷・療育・精神) 手帳	交付年月日	年 月 日	

改め、同様式(注)1中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

様式第130号中「軽自動車税減免承認(不承認)通知書」を「軽自動車税種別割減免承認(不承認)通知書」に、「軽自動車税の」を「軽自動車税の種別割の」に改める。

様式第131号中「軽自動車税減免理由消滅申告書」を「軽自動車税種別割減免理由消滅申告書」に、

所 属 年 度	軽自動車税額	摘 要	を
---------	--------	-----	---

所 属 年 度	軽自動車税種別割額	摘 要	に
---------	-----------	-----	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第17号

静岡競輪場等使用規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年9月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡競輪場等使用規則の一部を改正する規則

静岡競輪場等使用規則（平成15年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号を削る。

第5条第1項中「、水道使用料、ガス使用料及び電話使用料」を「及び水道使用料」に改め、同条第2項中「による競輪場及び売店」を「の規定による競輪場」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による売店の賃貸料は、毎月末日までに、翌月分の賃貸料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月の賃貸料の納期限は、市長が別に定める。

第6条第1項中「前条第1項の」を削る。

第9条第1項第3号中「第4条第1号から第5号までの規定」を「第4条各号のいずれか」に改める。

別表1 競輪場賃貸料（1）中「100分の108」を「100分の110」に改め、同1（3）を削る。

別表2 売店の賃貸料の表を次のように改める。

2 売店の賃貸料

売店の名称	賃貸料額（1月につき）
1号（西側売店）	77,900円
2号（西側売店）	55,650円
3号（西側売店）	55,650円
4号（メインスタンド2階厨房）	57,210円
5号（南入場口売店）	80,630円
6号（南入場口売店）	80,540円
7号（南入場口売店）	75,470円
8号（南入場口売店）	75,470円

別表3中「、水道使用料、ガス使用料及び電話使用料」を「及び水道使用料」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市規則第18号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年 9 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「10万5,290円」を「16万5,150円」に、「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,650円」を「8万2,580円」に、「2万8,600円」を「3万5,400」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第 4 の規定は、平成31年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

静岡市規則第19号

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年9月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立清水病院条例施行規則(平成15年静岡市規則第159号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

種別		単位	使用料及び 手数料の額	備考	
(1) 文書 料	ア 証 明 書	(ア) 入院、通 院、分娩出 産証明書 等簡易な もの	1 通に つき	1,650円	1 同一文書を同時に2通以 上請求するときは、2通目以 後の使用料及び手数料の額 は、1通につきこの表による 金額の2分の1の額とする。
		(イ) 療養費支 払証明書 で明細書 のないも の等簡易 なもの	1 通に つき	1,100円	2 生命保険又は自動車損害 賠償責任保険に使用する死 亡診断書には、2,200円を加 算する。 3 自動車損害賠償責任保険 に使用する明細書のある療 養費支払等証明書には、3月 を超えた場合、1月につき 1,100円を加算する。この場 合において、1月未満の端数 は、1月として算定する。
		(ウ) 療養費支 払証明書 で明細書 のないも ので複雑 なもの	1 通に つき	2,200円	4 意見書のうち、障害者の日 常生活及び社会生活を総合
		(エ) 療養費支	1 通に	3,300円	

	払証明書 で明細書 のあるも の等複雑 なもの	つき			的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定による補装具費の支給に係るものについては、無料とする。
イ 診 断 書	(ア) 死亡診断書(除籍のために使用する死亡診断書を含む。)で簡易なもの	1通につき	2,200円	5	意見書のうち、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定及び要支援認定に係るものについては、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額とする。
	(イ) 死亡診断書で特定の用紙を使用し病状経過を詳細に記入したもの等の複雑なもの	1通につき	3,300円	(1) 施設入所者が新規申請をする場合 4,400円 (2) 施設入所者が継続申請をする場合 3,300円 (3) 施設入所者以外の者が新規申請をする場合 5,500円 (4) 施設入所者以外の者が継続申請をする場合 4,400円	
	(ウ) 健康診断書で入学、就職等に使用する簡易なもの	1通につき	1,100円	6	意見書のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害支援区分認定に係るものについては、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ
	(エ) 健康診断書で特定	1通につき	2,200円		

	の用紙を使用し身体状況を詳細に記入したものの等複雑なもの			(1) から (4) までに定める額とする。 (1) 施設入所者が新規申請をする場合 4,400円 (2) 施設入所者が継続申請をする場合 3,300円 (3) 施設入所者以外の者が新規申請をする場合 5,500円 (4) 施設入所者以外の者が継続申請をする場合 4,400円
	(オ) 休業診断書	1通につき	2,200円	
	(カ) 身体検査書	1通につき	2,200円	
	(キ) 生命保険に係る診断書	1通につき	5,500円	7 意見書のうち、健康増進法(平成14年法律第103号)第4章の規定による保健指導等のうち機能訓練に係るもの及び介護保険法第115条の38に規定する地域支援事業のうち同条第1項に係るものについては、1,100円とする。
	(ク) 恩給、国民年金、自動車賠償責任保険に係る診断書等複雑なもの	1通につき	5,500円	
	(ケ) 身体障害に係る診断書	1通につき	2,200円	
	ウ 意見書	1通につき	5,500円	
	エ 死体検案書	1通につき	5,500円	
(2) 調査	ア 生命保険等面談・調査料	1件につき	5,500円	面談30分を超える場合、30分ごとに5,500円を加算する。

料	イ 死体検案料	1 体に つき	5,500円	
(3) 新生児介補料		1 日に つき	5,000円	
(4) 乳房マッサージ料		1 回に つき	2,200円	
(5) 体外受精処置料		1 回に つき	198,000円	胚移植に至らなかった場合 110,000円
(6) 分娩 料及 び分 娩介 助料	ア 初産	1 回に つき	105,000円	1 条例第2条に定める診療 時間以外の時間及び休診日 の場合は、この表による料金 の4割増しとする。 2 双胎以上の分娩の場合は、 1 児を増すごとにこの表に よる料金及び1により算出 した額の2分の1の額を加 算する。
	イ 経産	1 回に つき	98,000円	
	ウ 産科医療補償制 度掛金相当額加算	1 回に つき	16,000円	
(7) イン プラ ント 体手 術料	ア インプラント基 本料	1 回に つき	132,000円	特殊なものは、実費相当額を加 算する。
	イ インプラント埋 入料	1 本に つき	55,000円	別途、材料費を加算する。
	ウ 2次手術料	1 回に つき	22,000円	
	エ (ア) 骨移植	片顎に	55,000	特殊なものは、実費相当額を加

関連手術料	(サイナスリフト)	つき		算する。
	(イ) 骨移植術 (GBR、ベニアグラフト及びオンレイグラフト)	3歯までごとに	44,000円	
	(ウ) 粘膜移植術 (粘膜グラフト)	1箇所につき	44,000円	
	(エ) 骨移植術 (サンドイッチグラフト)	1箇所につき	89,100円	
	(オ) 骨延長術	1箇所につき	89,100円	
	(カ) 骨採取 (口腔内)	1箇所につき	33,000円	
	(キ) 骨採取 (腸骨)	1箇所につき	100,100円	
	(ク) 手術別途実施基本料	1回につき	22,000円	関連手術を別途実施したときに加算する。
(8) 健康診断料	ア 一般健康診断料	1人につき	1,100円	
	イ 乳幼児健康診断料	1人につき		静岡県との間に締結した協定に規定する額とする。
	ウ 妊産婦健康診断	1人につき		

	料	つき		
(9)	自動車使用料	1回につき	550円	訪問看護及び特に必要と認められた患者移送の場合
(10)	死体処置料	1体につき	5,500円	入院患者の場合 2,200円
(11)	死体解剖室使用料	1回につき	5,500円	
(12)	特別 初診料	1回につき	ア 医師による 初診の場合	5,500円
	イ 歯科医師による 初診の場合		3,300円	
(13)	特別 再診料	1回につき	ア 医師による 再診の場合	2,750円
	イ 歯科医師による 再診の場合		1,650円	
(14)	特別入院料	1日につき	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等 (平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第8号に規定する通算対	告示第498号第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院(告示第498号第9号に規定する者の入院を除く。)に限る。

			象入院料の基本点数に100分の15を乗じ、1点の単価を10円として算定した額に100分の110を乗じて得た額	
(15) 個室料	ア 個室A	1日に つき	16,060円	1 入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算出する。ただし、入院した日に退院した場合は、1日とする。 2 患者の病状又は病室の都合により個室を使用させる場合は、個室使用料を徴収しない。
	イ 個室B		10,780円	
	ウ 個室C		8,030円	
	エ 個室D		4,840円	
(16) 1 日人 間ド ック 料	標準健診	1回に つき	39,600円	1 婦人科検診、前立腺検診及び肺がん検診は、標準健診に加えて実施する。 2 婦人科検診 (1) 乳がん検診を行った場合は、6,050円を加算する。 (2) 子宮がん頸部検診を行った場合は、3,850円を加算する。 (3) 子宮がん頸部検診とHPV検査を行った場合は、9,350円を加算する。

				<p>(4) 子宮がん体部検診を行った場合は、7,150円を加算する。</p> <p>3 前立腺検診 P S A検査を行った場合は、3,300円を加算する。</p> <p>4 肺がん検診 肺がん検診を行った場合は、15,400円を加算する。</p>
(17) 脳 検診 ドッ ク料	標準検診	1回に つき	58,300円	
(18) (1) から (17) まで に掲げる以外のもの	実費相当額			

備考 この表に定める使用料及び手数料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市規則第20号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 (第7条関係)

1 こども園に在園している1号認定子どもが教育を受ける日の当該こども園の利用

区分	午前7時から 午前8時30分 までの間の保 育の利用に係 る日額の使 用料	午後2時30分 から午後4時 30分までの間 の保育の利用 に係る日額の 使用料	午後4時30分 から午後6時 までの間の保 育の利用に係 る日額の使 用料
1 2に掲げる者以外の保護者	200円	200円	200円
2 次のいずれかに該当する保護者 (1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26 年政令第213号)第4条第2項第8号に掲 げる者 (2) こども園を利用した月において中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号)第14条第1項に規定する支援 給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律の一部を改正する法律(平成19年法	無料	無料	無料

律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号) 附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者がこども園を利用した日の属する年度(こども園を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていな

<p>いもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者</p>	
--	--

2 1 以外の利用

利用者	使用料
満3歳以上の小学校就学前子ども	1人1日780円
満3歳未満の小学校就学前子ども	1人1日1,750円

備考 「満3歳未満の小学校就学前子ども」とは、保育を受けようとする日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない子どもをいう。

別表第4（第7条関係）

区分	条例第7条第1項第1号に掲げる利用		条例第7条第1項第2号に掲げる利用
	午前7時から午前8時30分までの間の保育の利用	午後4時30分から午後6時までの間の保育の利用	午後6時から午後7時までの間の保育の利用に

	用に係る日額の 使用料	用に係る日額の 使用料	に係る日額の使 用料
1 2に掲げる者以外の保護者	200円	200円	200円
2 こども園を利用した日の属する月において別表第3の1の表2の項に掲げる者	無料	無料	無料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市待機児童園条例施行規則(平成27年静岡市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

区分	条例第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる利用		条例第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる利用
	午前 7 時から午前 8 時 30 分までの間の保育の利用に係る日額の使用料	午後 4 時 30 分から午後 6 時までの間の保育の利用に係る日額の使用料	午後 6 時から午後 7 時までの間の保育の利用に係る日額の使用料
1 2 に掲げる者以外の保護者	200円	200円	200円
2 次のいずれかに該当する保護者 (1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第8号に掲げる者 (2) こども園を利用した月において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円	無料	無料	無料

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が児童園を利用した日の属する年度（児童園を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるも

<p>の」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者</p>			
---	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第22号

静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市児童発達支援センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第118号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

利用者の区分	食事の提供に係る特定費用の額
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号、第3号イ及び第4号イに掲げる者並びに同条第6号に掲げる通所給付決定保護者（中間所得者及び低所得者等を除く。）	1回につき230円
児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に掲げる通所給付決定保護者並びに同条第6号に掲げる通所給付決定保護者のうち中間所得者	1回につき188円
児童福祉法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者のうち低所得者等	1回につき70円

備考

- 1 中間所得者とは、児童福祉法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるもの（低所得者等を除く。）をいう。
- 2 低所得者等とは、児童福祉法施行令第24条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者又は同号に掲げる通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属す

る者が指定通所支援のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者であって児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の4に規定するものに該当する場合における当該通所給付決定保護者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市児童発達支援センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

静岡市規則第23号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「規定する精神障害者」の次に「(以下この条及び別表において「精神障害者」という。)」を、「扶養義務者」の次に「(以下「扶養義務者」という。)」を加え、「当該精神障害者」を「精神障害者」に、「別表に定める算出基準により算定した」を「精神障害者並びにその配偶者及び精神障害者と生計を一にする扶養義務者について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額に応じて別表に定める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

所得割の額を合算した額	費用徴収額
56万4,000円以下	0円
56万4,000円超	<p>1 2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額</p> <p>2 月の中途において入院し、又は退院（法第40条に</p>

	規定する仮退院を含む。)をした者に係る入院費用の額については、前項に規定する入院費用の月額に入院期間の日数をその月の実数で除して得た数を乗じて得た額とする。
--	--

備考 この表における所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 - ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 - イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

様式第7号及び様式第10号その1中「強姦」を「強制性交等」に改める。

様式第14号6中「詳しい」を「詳しく」に改める。

様式第30号中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第24号

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年10月 4 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第3条の見出し中「支給認定」を「認定」に改め、同条第1項中「第2条第1項」の次に「及び第28条の3第1項」を加え、同項第1号中「施設型給付費等支給認定申請書」を「教育・保育給付1号認定申請書」に改め、同条第2号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書」を「教育・保育給付2号・3号認定申請書兼保育利用申込書」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定の申請書 施設等利用給付認定申請書（様式第2号の2）

第3条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定結果通知書兼支給認定証（様式第3号）」を「教育・保育給付認定結果通知書兼支給認定証（様式第3号）」に、法第30条の5第3項の規定による施設等利用給付認定の結果の通知は施設等利用給付認定結果通知書（様式第3号の2）に改め、同条第3項中「の通知」の次に「及び法第30条の5第4項の規定による子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知」を加え、「支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）申請却下通知書」に改め、同条第4項中「第20条第6項ただし書」の次に「及び第30条の5第5項ただし書」を加え、「支給認定延期通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）延期通知書」に改める。

第5条の見出し中「支給認定」を「認定」に改め、同条中「第8条第4号ロ」の次に「及び第28条の5第4号ロ」を加える。

第6条中「第9条第1項」の次に「及び第28条の6第1項」に加える。

第8条の見出し中「支給認定」を「認定」に改め、同条第1項中「支給認定変更認定申請書（様式第9号）」を「教育・保育給付認定変更認定申請書（様式第9号）」に、法第28条の8第1項に規定する申請書は施設等利用給付認定変更申請書（様式第9号の2）に改め、同条第2項中「支給認定の」

を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定変更通知書兼支給認定証（様式第10号）」を「教育・保育認定変更通知書兼支給認定証（様式第10号）」に、法第30条の8第3項及び第5項において準用する場合における法第30条の5第3項の規定による施設等利用給付認定の変更の通知書は施設等利用給付認定変更通知書（様式第10条の2）」に改め、同条第3項中「支給認定の」を「教育・保育認定の」に改め、「の通知」の次に「及び法第30条の8第3項において準用する場合における法第30条の5第4項の規定による施設等利用給付認定の変更の認定を受ける資格を有すると認められない旨の通知」を加え、「支給認定変更申請却下通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）変更認定申請却下通知書」に改め、同条第4項中「第20条第6項ただし書」の次に「及び法第30条の8第3項において準用する場合における法第30条の5第5項ただし書」を加え、「支給認定変更延期通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）変更延期通知書」に改める。

第9条の見出しを「（認定の取消しの通知）」に改め、同条中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定取消通知書（様式第13号）」を「教育・保育給付認定取消通知書（様式第13号）」に、府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しの通知は施設等利用給付認定取消通知書（様式第13号の2）」に改める。

第10条中「第15条第1項」の次に「及び第28条の12第1項」を加える。

第12条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「同項」を「法第20条第4項」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書（様式第2号）」を「教育・保育給付2号・3号認定申請書兼保育利用申込書」に改める。

第13条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項第8号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等）

第20条の2 法第58条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第33号）に、次に掲げる書類を添えてするものとする。

- (1) 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の法第7条第10項の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
- (3) 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
- (4) 役員の氏名、生年月日及び住所を示す書面
- (5) 市長が別に定める付表その他必要と認める事項を記載した書類

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査した上、確認の可否を決定し、特定子ども・子育て支援施設等確認（不確認）通知書（様式第34号）により、当該申請者に通知するものとする。

（特定教育・保育支援提供者に係る変更の届出）

第20条の3 法第58条の5の規定による特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称等の変更の届出は、特定子ども・子育て施設等変更届（様式第35号）によるものとする。

第21条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

様式第1号中「施設型給付費等支給認定申請書（1号認定用）」を「教育・保育給付1号認定申請書」に、「施設型給付費等の支給認定を」を「教育・保育給付認定を受けたいので」に、「下さい」を「ください」に、「支給認定期間終了」を「教育・保育給付認定の有効期間の終了」に、「施設型給付費等支給認定及び」を「教育・保育給付認定及び」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同様式（注）2中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第2号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書（2号・3号認定用）」を「教育・保育給付2号・3号認定申請書兼保育利用申込書」に、「支給認定申請を行い」を「教育・保育給付認定申請を受けたいので申請を行うとともに」に、「下さい」を「ください」に、「支給認定期間終了」を「教育・保育支給認定の有効期間の終了」に、「施設型給付費、地域型保育給付等の支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同様式（注）2中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第3号中「支給認定結果通知書兼支給認定証」を「教育・保育給付認定結果通知書兼支給認定証」に、「施設型給付費・地域型保育給費等の支給」を「 年 月 日付けで申請のあった教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第 4 号中「支給認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）申請却下通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）」に、「第20条第 5 項」を「第20条第 5 項
第30条の 5 第 4 項」に改める。

様式第 5 号中「支給認定延期通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）延期通知書」に、「第20条第 1 項」を「第20条第 1 項
第30条の 5 第 1 項」に、「同条ただし書」を「同条第 6 項ただし書
同条第 5 項ただし書」に改める。

様式第 7 号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 9 号中「支給認定変更認定申請書」を「教育・保育給付認定変更認定申請書」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定」に改め、「支給認定保護者の」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第10号中「支給認定変更通知書兼支給認定証」を「教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等の支給」を「 年 月 日付で申請のあった教育・保育給付認定の変更の認定」に、「認定の変更」を「変更の認定」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同様式（注）5中「支給認定の」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第11号中「支給認定変更認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）変更認定申請却下通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の変更認定」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）の変更の認定」に、「第23条第3項」を「第23条第3項 第30条の8第3項」に、「第20条第5項」を「第20条第5項 第30条の5第4項」に改める。

様式第12号中「支給認定変更延期通知書」を「教育・保育給付認定（施設等利用給付認定）変更延期通知書」に、「第23条第1項」を「第23条第1項 第30条の8第1項」に、「第20条第6項ただし書」を「第20条第6項ただし書 第30条の5第5項ただし書」に改める。

様式第13号中「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「教育・保育認定子ども」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。給付認定子ども」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第14号中「第15条第1項」を「第15条第1項
第28条の12第1項」に、「支給認定保護者」を「保護者」

に改める。

様式第15号、様式第17号及び様式第18号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

様式第21号中「第28条」を「第31条」に改める。

様式第23号中「第30条第1項」を「第33条第1項」に改める。

様式第24号中「第31条」を「第34条」に改める。

様式第27号中「第37条」を「第40条」に改める。

様式第29号中「第38条第1項」を「第41条第1項」に改める。

様式第30条中「第38条第3項」を「第41条第3項」に、「第31条」を「第34条」に改める。

様式第31号中「第43条第1項」を「第46条第1項」に改める。

様式第32号の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第 2 号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年 9 月 30 日

静岡市公営企業管理者 大 石 清 仁

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「規定する指定」の次に「(水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定による指定の更新を含む。)」を加え、同条第 2 項中「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

様式第15号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第328号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社イーコンテキスト
-------------------------	--------------

を

」

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社イーコンテキスト
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	KDD I 株式会社
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	楽天株式会社

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第329号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を次のように定める。

令和元年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもに係る市が定める額

教育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）をいう。）及び満3歳以上保育認定子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第27条第3項第2号、第28条第2項各号及び第30条第2項第2号から第4号までに規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額並びに法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、零とする。

2 満3歳未満保育認定子どもに係る市が定める額

満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額並びに法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、次の表の左欄に掲げる階層区分に応じ同表の右欄に定める額とする。

階層 区分	定義	金額	
		標準時間認 定保護者	短時間認定 保護者
A B	子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項第8号（政令第5条第2項において準用し、並びに政令第9条、第11条第2項及び第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる者及び特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）、特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）、特定利用地域型保育（法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。）又は特例保育（法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。以下同じ。）（以下これらを「特定教育・保育等」という。）のあった月において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者である教育・保育給付認定保護者	0円	0円
C	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった	7,500円 (0円)	7,500円 (0円)

	月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別住民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合により当該所得割が課されないこととなる者及び同法同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者（A B階層に掲げる者を除く。）			
D 1	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に	48,600円未満	8,500円 (3,100円)	8,500円 (3,100円)
D 2	属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育	48,600円以上 60,000円未満	13,300円 (5,200円)	12,900円 (5,000円)
D 3	等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度）分の市町村	60,000円以上 67,000円未満	14,800円 (5,800円)	14,400円 (5,600円)

D4	民税所得割合算額（政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が次の区分に該当する場合における教育・保育給付認定保護者（A階層及びB階層及びC階層に掲げる者を除く。）	67,000円以上 77,101円未満	17,500円 (7,000円)	17,100円 (6,800円)
D5		77,101円以上 97,000円未満	20,500円	20,100円
D6		97,000円以上 115,000円未満	25,500円	24,900円
D7		115,000円以上 133,000円未満	31,500円	30,900円
D8		133,000円以上 169,000円未満	32,500円	31,900円
D9		169,000円以上 189,000円未満	39,000円	38,100円
D10		189,000円以上 199,000円未満	42,000円	41,100円
D11		199,000円以上 211,000円未満	45,000円	44,100円
D12		211,000円以上 247,000円未満	45,000円	44,100円
D13		247,000円以上 301,000円未満	46,500円	45,600円
D14		301,000円以上 339,000円未満	52,000円	50,800円
D15		339,000円以上 397,000円未満	55,200円	54,000円
D16		397,000円以上	57,200円	55,600円
備考				
1 この表において「標準時間認定保護者」とは、法第20条第3項に規定する保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいい、「短時間認定保護者」とは、政令第4条第2項第1号に規				

定する短時間認定保護者をいう。

- 2 特定教育・保育給付認定保護者（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者に関するC階層からD4階層までのこの表の規定の適用については、当該階層の下段に定める額とする。
- 3 負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関するこの表の規定の適用（静岡市立こども園条例施行規則第7条に規定する使用料及び静岡市待機児童園条例施行規則第7条に規定する使用料を算定する場合を除く。）については、次に定める額とする。
 - (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
当該満3歳未満保育認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
 - (2) 負担額算定基準子ども（最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円
- 4 特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関するC階層からD4階層までのこの表の規定の適用（静岡市立こども園条例施行規則第7条に規定する使用料及び静岡市待機児童園条例施行規則第7条に規定する使用料を算定する場合を除く。）については、3にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関してこの表の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、C階層に該当する場合にあつては、2,200円とする。
 - ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
 - イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次のいずれかに該当する満3歳未満保育認定子ども 0円

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

5 特定教育・保育給付認定保護者である場合において、特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに関するC階層からD4階層までのこの表の規定の適用（静岡市立こども園条例施行規則第7条に規定する使用料及び静岡市待機児童園条例施行規則第7条に規定する使用料を算定する場合を除く。）については、3及び4（1）にかかわらず、0円とする。

(1) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

6 市町村民税所得割合算額を算定する場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

7 市町村民税所得割合算額を算定する場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示(平成27年静岡市告示第214-2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第10項第5号に規定する教育・保育の実施に係る同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額について適用し、同日の前日までに行われた同法第7条第10項第5号に規定する教育・保育の実施に係る同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額については、なお従前の例による。